

入札参加資格指名停止措置を行いました

公正取引委員会から独占禁止法に違反するとして告発された中津川市入札参加資格登録業者について、指名停止措置を令和8年2月19日付けで行いましたのでお知らせします。

■資格停止業者及び停止期間

停止事業者	住所	指名停止期間
日本交通技術(株) 岐阜営業所	岐阜県岐阜市高田三丁目2番6-1号 (c erisier I 棟ソリジェ201)	令和8年2月19日 ～令和8年6月 18日(4カ月間)
丸栄調査設計(株)	三重県松阪市大口町102番地2	
ジェイアール東海コンサルタンツ(株)	愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10	令和8年2月19日 ～令和8年4月 18日(2カ月間)
大日コンサルタント(株) 東濃事務所	岐阜県中津川市茄子川2067番地1号	
(株) トーニチコンサルタント 岐阜事務所	岐阜県岐阜市市橋五丁目5番10 303号	

■概要

- 公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社及び「特定跨線橋点検等業務」の入札等の参加業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、上記5社に課徴金納付命令を行った。
- このことは中津川市の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2第4号(独占禁止法違反)にある「ただし、特に悪質であると認められるときは、当該区域外においても同様とする。」に該当するため、競争入札参加資格停止措置を行う。
- なお、「ジェイアール東海コンサルタンツ(株)」、「大日コンサルタント(株) 東濃事務所」及び「(株) トーニチコンサルタント 岐阜事務所」の3社は課徴金減免制度適用事業者として公表されており、短縮した措置期間を適用する。

■根拠 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2第4号

排除措置要件	資格停止期間
本市の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負等の契約相手方として不相当であると認められるとき。 ただし、特に悪質であると認められるときは、当該区域外においても同様とする。	当該認定をした日から2月以上9月以内

お問い合わせ先

総務部 総務管財課 契約管財係 担当者：杉山
 電話：0573-66-1111 (内線463)